

「御所市議会基本条例（案）」に対するご意見【パブリックコメント】

【意見等の提出状況】

期 間 令和7年10月31日（月）から11月14日（金）

提出者数 1名

意見件数 4件

番号	該当箇所	ご 意 見 等	回 答
	第2章	<p>第2章に次の条をたてるべき。 1点目は、<u>【議長の責務】</u> 2点目は、<u>【災害時の対応】</u>が欠落している。 (理由) ①議会基本条例に議長の責務の明記があるべき。 ②災害時の対応を想定しないのは、災害対応について認識が低いように思う。</p>	<p>議長の責務につきまして、地方自治法第104条にその権限が明確に規定されております。しかしながら、今回のご意見を受け、その権限を踏まえた上で、「議長が中立かつ公正に職務を遂行し、議会の品位保持と民主的・効率的な運営に努めること」を要旨とする規定を設ける方向で修正いたします。また、同様に委員会運営の重要性から、委員長の責務についても、「中立性と公正性、品位保持、効率的運営を求める」要旨を加えることいたします。</p> <p>災害時の議会の役割について明記すべきとのご指摘は、議会の危機対応能力を高めるうえで大変重要な視点であると受け止めました。本条例案では、市民の生命・生活を守る観点から、議会が災害発生時に地域の状況を的確に把握し、市長等と協力して総合的かつ機能的な活動体制を整えることを要旨とする条文を追加する方向で修正いたします。これにより、議会として平時から災害対応を重要課題と認識し、実効性ある体制整備に努める姿勢を明確にいたします。</p>
	第2条	<p>第2条の修案。次のいずれかに修正していただきたい。</p> <p>(案1)公平性、公正性及び透明性を確保し、<u>市民に開かれたクリーンな議会</u>を目指すこと。</p> <p>(案2)公平性、公正性及び透明性を確保し、クリーンな議会<u>運営</u>を目指すこと。</p>	<p>本条例案では、前文で掲げた通り「市民に開かれた議会」を実質的に実現することが重要であると考えております。そのため、ご提案いただいた文案の中でも市民への開放性をより明確に示す案1を採用し、「公平性・公正性及び透明性を確保し、市民に開かれたクリーンな議会を目指す」と修正いたします。</p>

番号	該当箇所	ご意見等	回答
	第3条	<p>第3条の修案。</p> <p>(1) 議会が言論の府であることを認識し、<u>議員相互</u>の自由で活発な討議を重んじて合意形成に努めること。（より具体化のため、追記）</p> <p>(2) 日常的に情報収集を行い、<u>市民の多様な意見等を的確に把握し、市政に反映すること</u>。（反映する前に、議会として把握するという段階が必要ではないか。）</p>	<p>「議員相互の」との表現追加については、趣旨を十分理解しておりますが、第3条でいう「自由で活発な討論」は、議員同士に限らず、市長その他の執行機関との議論も含む広い概念として位置付けています。そのため、対象を限定しない現在の文言のほうが議会の役割を的確に示すと判断し、現行案を維持することいたします。</p> <p>市民の多様な意見を市政に反映するには、まず議会として的確に把握し、整理する段階が必要であるとのご指摘は妥当なものと受け止めました。条例の趣旨をより明確にするため、「議会として把握する」ことを明示した文言へ修正いたします。これにより、市民意見の収集から反映までの議会の責務が一層明確になります。</p>
	第12条	<p>第12条に追加項目</p> <p>(6) <u>関係法令及び条例等</u> 以下、(7)、(8)とずれる。 (理由：行政として、一番大事なものが欠落している)</p>	<p>政策形成においては、関係法令や条例との整合性を確保することが行政運営の基礎であり、極めて重要な視点であると認識しております。本条例案においても、その視点が明確に示されることで、政策立案から実施までの過程において法令適合性の確認が一層徹底され、より質の高い行政運営につながるものと考えました。こうした観点から、ご提案の趣旨を踏まえ、「関係する法令、条例、規則等との整合性」を追加して整理することいたします。</p>

※ご意見いただいた修正部分は、太字（下線）で表記しております。